Ⅲ－４－１２　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域　⑫岩洞湖から岩手山・姫神山眺望領域

眺望の特徴	・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・岩手山と姫神山が揃って眺望できる貴重な景観である。 ・岩手山と姫神山を背景として，岩洞湖の水辺や湖岸，また標高の低い山並みの稜線が複数介在し，自然豊かで季節の変化を感じることができる景観である。
届出対象行為	・**Ⅲ－９**　届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

・岩洞湖から岩手山及び姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。
・天峰山視点及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため、建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	・視点場を岩洞湖レストハウス四阿前（701 m）に設定し，岩手山（2,038m) 及び姫神山（1,123m) の山容のうち，岩洞湖周辺（視点場より西側対岸）の標高 730 mより上部の眺望をそれぞれ保全する。

＊建築物等の高さ制限の算定式

【岩手山・姫神山】
建築物高さの上限
＝（(視点場の標高：701 m +1.5 m）＋視点場から建築物等の各部分までの距離× tan0° 57′ ）―計画地の地盤標高
（注：tan0° 57′ = 0.0166
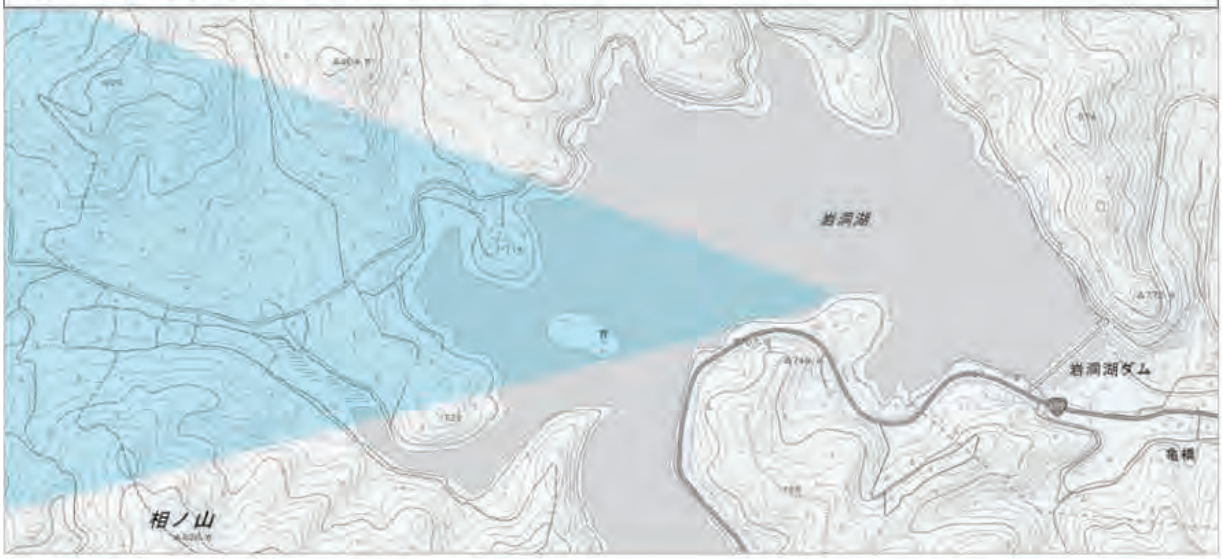
岩洞湖から岩手山・姫神山眺望領域図